

綾部市ネーミングライツ事業実施要綱を次のように定める。

平成 31 年 4 月 23 日

綾部市長 山崎 善也

綾部市ネーミングライツ事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、綾部市（以下「市」という。）の施設の愛称を決定する権利を民間事業者等に付与することにより、民間事業者等の広告及び地域貢献の機会を拡大するとともに、市の財源を確保し、もって施設の魅力向上、地域経済活動の活性化及び市財政の健全化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有施設 市が保有する公共施設をいう。
- (2) ネーミングライツ 市有施設の愛称を命名する権利をいう。
- (3) 民間事業者等 法人又はこれらの者により構成されたグループをいう。
- (4) ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。） 市との契約によりネーミングライツを付与された民間事業者等をいう。
- (5) ネーミングライツ事業 パートナーにネーミングライツを付与し、当該パートナーからその対価を得ることをいう。

(基本原則)

第 3 条 市長は、市有施設の設置の目的に支障を生じさせない範囲によりネーミングライツ事業を実施するとともに、当該市有施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツ事業により市が得た対価については、当該ネーミングライツ事業の対象施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものとする。
- 3 市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、当該ネーミングライツ事業の対象施設の名称として愛称を使用するものとする。ただし、条例に規定する当該施設の名称については変更しないものとし、必要に応じて条例に規定する名称を使用できるものとする。

(施設の選定)

第 4 条 ネーミングライツ事業を実施する施設の選定は、市長が行う。ただし、選定をしようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が管理を行う施設又は管理を行うこととし

ている施設をいう。)の場合は、指定管理者の施設管理及び施設運営に不利益とならないよう市と指定管理者が協議の上、市長が選定するものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第5条 ネーミングライツを付与する期間(以下「付与期間」という。)は、3年以上10年以下の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認める場合は、施設の性質等に応じた付与期間とすることができる。

(愛称の範囲)

第6条 ネーミングライツにより表示しようとする愛称は、公共施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものであり、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性又は宗教性のあるもの

(4) 反社会的若しくは政治的な主義若しくは主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの

(5) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの

(6) その他市長が特に適当でないとしたもの

2 前項に定めるもののほか、愛称の範囲は、ネーミングライツ事業を実施する施設ごとの募集要項に定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する民間事業者等は、パートナーとなることができない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業その他これらに類する業種

(2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する消費者金融に関する業種

(3) ギャンブルに関する業種(当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に規定する宝くじに係るものを除く。)

(4) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種

(5) 私的な秘密事項の調査に関する業種

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生の手續中の事業者

(7) 市税を滞納している事業者

(8) 各種法令に違反している事業者

(9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者

(11) 綾部市指名競争入札における業者の指名停止等措置要綱(平成25年綾部市告示第47号)に基づく指名停止を受けている事業者

- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長がパートナーとして適当でないとは判断した業種、事業者又は団体等
(パートナーの募集)

第8条 市長は、ネーミングライツの募集要項を作成し、市の広報紙、ホームページ等への掲載その他の方法により募集するものとする。

(応募)

第9条 ネーミングライツ事業に応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、ネーミングライツパートナー申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 法人等役員名簿(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 地域貢献や当該施設の振興・活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画(様式第4号)

(4) その他市長が必要と認める書類

(応募資格等事前審査)

第10条 応募者が募集要項の応募資格を満たしていること及び提案された愛称案が募集要項の命名条件を満たしていることを確認するため、所管課において事前審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

2 所管課は、応募者に対して必要に応じて応募の内容についてヒアリングを実施することができ、また追加資料の提出を求めることができる。

(審査委員会)

第11条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合は、ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置するものとする。

2 審査委員は、行財政改革担当部の部長及び課長、広報担当課長、屋外広告等管理課長並びに当該施設を所管する部の部長及び課長をもって充てる。

3 審査委員会は、所管課からの要請により行財政改革担当部長が招集し、議長を務める。

4 審査委員会は、報告された書類に基づき、ネーミングライツ事業の実現性、業務実績、信頼性その他の条件について総合的に審査を行い、パートナーとして採用することの適否及び順位を決定し、市長に報告するものとする。

5 審査委員会は、必要に応じて関係職員及び関係者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 審査委員会の庶務は、行財政改革担当課において処理する。

(決定)

第12条 市長は、前条第4項の規定による審査結果に基づき、応募に対する採用の可否及び優先交渉者を決定するものとする。この場合において市長は、応募者に対しネーミングライツ優先交渉者決定通知書(様式第5号)により通知し、当該優先交渉者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うことができるものとする。

(契約)

第13条 市長は、前条第1項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉者とネーミングライツに関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第14条 契約を締結したパートナーは、市長が指定する期日までに、市長が発行する納入通知書によりネーミングライツ料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(ネーミングライツ料の返還)

第15条 市長は、パートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときは、納入済みのネーミングライツ料を当該パートナーに返還するものとする。

2 前項に規定するネーミングライツ料の返還については、納入されたネーミングライツ料から契約の締結から解除を行うまでの期間（1月に満たないときは1月とする。）分のネーミングライツ料を差し引いて返還するものとする。

(契約の解除)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までにパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき（第14条ただし書に該当する場合を除く。）。
- (2) パートナーが法律、条例、規則、要綱等の法令に違反したとき。
- (3) パートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) 契約に定める内容に違反したとき。
- (5) その他市長が特に適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、ネーミングライツ契約解除通知書（様式第6号）によりパートナーに通知するものとし、契約解除によりパートナーに損害等が生じたとしても市は、その責めを負わないものとする。

(契約期間の満了)

第17条 市は、契約満了の3か月前までに、当該市有施設におけるネーミングライツの継続実施の可否を判断し、現パートナーに通知を行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年5月10日から施行する。